

一般社団法人日本豆腐協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本豆腐協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社員の親睦を図り、社員相互の協調によって豆腐類の製造、品質、流通に関する研究、開発、教育を促進し、より良質かつ安全な製品を国民に提供するとともに業界の健全な育成、発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 豆腐類の製造、品質、流通の研究、開発、教育に関する事業
- 2 各種関連機関、団体との連携、協調に関する事業
- 3 原料、副資材、包装資材、機械の技術開発と安定供給のための共同購買化の研究
- 4 前各号に掲げる事業に附帯又は関連するもののほか、当法人の目的を達成するための事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 なお、社員は一般社員と賛助社員の2種類とし、一般社員は豆腐類の製造および販売を業とする者とし、賛助社員は豆腐類の製造および販売に関連する事業を業とする者とする。

(経費の負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費以外の経費の支払いについては、別途社員総会の決議によって定めるものとする。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。社員は当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会

の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。
- 4 理事・監事はその過半数を一般社員又はその代表者である者から充当する。
- 5 理事のうち一般社員又はその代表者である者から代表理事を選定する。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事（会長）、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第20条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 会長、専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(職員)

第22条 当法人の事務を処理するため、事務局を設け事務局長およびその他の職員を置くことができる。これらは理事会の承認を経て会長が定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び職員の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異論を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 代表理事は、毎事業年度、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附則

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第35条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

福岡県田川市大字伊加利2199番地の1
三好食品工業株式会社

静岡県富士市久沢269番地の1
町田食品株式会社

京都府南丹市八木町船枝滝ノ方50番地
男前豆腐店株式会社

青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中68番地
太子食品工業株式会社

岐阜県可児市西帷子字東野561番地
株式会社ライクスタカギ

埼玉県深谷市東方1721番地1
株式会社富岡食品

奈良県吉野郡大淀町大字馬佐817番地
株式会社山食

（設立時の役員）

第36条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 三好 兼治
設立時理事 町田 英史
設立時理事 町田 秀信
設立時理事 伊藤 信吾
設立時理事 工藤 裕平
設立時理事 高木 芳和
設立時代表理事 三好 兼治
設立時監事 富岡 宏臣
設立時監事 山口 敦史

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第37条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所 東京都千代田区岩本町一丁目1番6号

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本豆腐協会を設立するため、設立時社員三好食品工業株式会社外 6 名の定款作成代理人である司法書士川上誠人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 8 年 3 月 31 日

設立時社員

福岡県田川市大字伊加利 2 1 9 9 番地の 1
三好食品工業株式会社
静岡県富士市久沢 2 6 9 番地の 1
町田食品株式会社
京都府南丹市八木町船枝滝ノ方 5 0 番地
男前豆腐店株式会社
青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中 6 8 番地
太子食品工業株式会社
岐阜県可児市西帷子字東野 5 6 1 番地
株式会社ライクスタカギ
埼玉県深谷市東方 1 7 2 1 番地 1
株式会社富岡食品
奈良県吉野郡大淀町大字馬佐 8 1 7 番地
株式会社山食

上記設立時社員 7 名の定款作成代理人

東京都千代田区岩本町一丁目 1 番 6 号
司法書士 川上 誠人